

鳥取県告示第646号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年9月18日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭男

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団キマ チ外科・整形外科医 院	サンライズデイサー ビスセンター	西伯郡大山町富長 848-1	平成24年9月14日	介護予防通所介護